

平成 18 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 東 洋 合 成 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木 村 正 輝  
( J A S D A Q コード番号 4970 )  
問 い 合 わ せ 先 専 務 取 締 役 春 田 雅 彦  
電 話 番 号 0 4 7 - 3 2 7 - 8 0 8 0 ( 代 表 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 29 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 22 日開催予定の第 56 回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款一部変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加し、一部変更するものがあります。
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号) が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款第 4 条につきまして公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により、所要の変更を行うものであります。
  - ① 取締役会の機動的な開催と決議に加わることができる取締役全員の意見を反映することが可能となるように、現行定款第 23 条に所要の変更を行うものであります。
  - ② 取締役、監査役及び会計監査人がその期待された役割を十分に発揮できるように、変更案第 29 条(取締役の責任免除)、変更案第 39 条(監査役の責任免除)及び変更案第 44 条(会計監査人の責任免除)の規定を新設するものであります。  
なお、変更案第 29 条の規定新設に関しましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。
  - ③ 株主総会においてより充実した情報の開示を行い、また、株主の皆様の利便性を高めるように、変更案第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の規定を新設するものであります。
  - ④ 「会社法」第 459 条第 1 項により、定款に定めることによって剰余金の配当等についての権限を取締役に付与することが可能となりますので、機動的な資本政策を行えるように、変更案第 46 条(剰余金の配当等の決定機関)の規定を新設するものであります。
  - ⑤ その他文言を「会社法」の文言にあわせるとともに整備するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 定時株主総会開催予定日 | 平成 18 年 6 月 22 日 |
| 定款変更の効力発生日  | 平成 18 年 6 月 22 日 |

【別紙】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更個所であります)

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| 第1章 総 則  | 第1章 総 則   |
| (目 的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1)～(4) 【条文省略】<br>【新 設】<br><br>(5)～(6) 【条文省略】 | (目 的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1)～(4) 【現行どおり】<br><u>(5) 酵素の固定並びに細胞の培養をするための感光性樹脂の研究開発、製造並びに販売。</u><br>(6)～(10) 【現行どおり】 |
| 【新 設】  | <u>(機 関)</u><br>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) 監査役会<br>(4) 会計監査人                                |
| <u>(公告の方法)</u><br>第4条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>                                  | <u>(公告方法)</u><br>第5条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>                     |
| 第2章 株 式  | 第2章 株 式   |
| <u>(発行する株式の総数)</u><br>第5条 当社が発行する株式の総数は、3,000万株とする。                                | <u>(発行可能株式総数)</u><br>第5条 当社の発行可能株式総数は、3,000万株とする。   |
| 【新 設】  | <u>(株券の発行)</u><br>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。   |
| <u>(1単元の株式数)</u><br>第6条 当社の <u>1単元の株式数</u> は、100株とする。                              | <u>(単元株式数)</u><br>第8条 当社の <u>単元株式数</u> は、100株とする。   |
| (単元未満株券の不発行)<br>第7条 【条文省略】   | (単元未満株券の不発行)<br>第9条 【現行どおり】   |
| (自己株式の取得)<br>第8条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>     | (自己の株式の取得)<br>第10条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>   |
| (株式取扱規定)<br>第9条 【条文省略】   | (株式取扱規定)<br>第11条 【現行どおり】  |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> |
| <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 【条文省略】</p>  | <p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 【現行どおり】</p>  |
| <p>第3章 株主総会</p>  | <p>第3章 株主総会</p>   |
| <p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p>  | <p>(招 集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の最終日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p>  |
| <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 【条文省略】</p>  | <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 【現行どおり】</p>  |
| <p>【新 設】</p>   | <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしが、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>                                       |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 【条文省略】</p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で決する。</u></p>            | <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 【現行どおり】</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> |
| <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 当会社の株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する<u>他の株主</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 【条文省略】</p>            | <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 当会社の株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する<u>他の株主1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 【現行どおり】</p>  |
| <p>(議事録)</p> <p>第16条 <u>当会社の株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに署名押印する。</u></p>                       | <p>(議事録)</p> <p>第19条 <u>株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに署名押印を行う。</u></p>   |
| 第4章 取締役および取締役会  | 第4章 取締役および取締役会   |
| <p>(員 数)</p> <p>第17条 【条文省略】</p>   | <p>(員 数)</p> <p>第20条 【現行どおり】</p>   |
| <p>(選 任)</p> <p>第18条 【条文省略】</p> <p>2. 前項の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>3. 【条文省略】</p> | <p>(選 任)</p> <p>第21条 【現行どおり】</p> <p>2. 前項の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 【現行どおり】</p>                      |
| <p>(任 期)</p> <p>第19条 当会社の取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>  | <p>(任 期)</p> <p>第22条 当会社の取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>  |
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 【条文省略】</p>   | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 【現行どおり】</p>   |
| <p>(招集権者および議長)</p> <p>第21条 【条文省略】</p>   | <p>(招集権者および議長)</p> <p>第24条 【現行どおり】</p>   |
| <p>(招集通知)</p> <p>第22条 【条文省略】</p>  | <p>(招集通知)</p> <p>第25条 【現行どおり】</p>  |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>(決議の方法)<br/>第23条 当社の取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</u></p> <p>2. 【新 設】</p>                | <p>(決議の方法)<br/>第26条 当社の取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、<u>取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> |
| <p>(取締役会規定)<br/>第24条 【条文省略】</p>   | <p>(取締役会規定)<br/>第27条 【現行どおり】</p>   |
| <p>(報酬および退職慰労金)<br/>第25条 当社の取締役の報酬および<u>退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>                              | <p>(報酬等)<br/>第28条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>  |
| <p>【新 設】</p>  | <p>(取締役の責任免除)<br/>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>  |
| <p>(議事録)<br/>第26条 当社の取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに署名押印する。<br/>【新 設】</p> | <p>(議事録)<br/>第30条 当社の取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名押印を行う。</p> <p>2. 第26条2項の議事録は、法令で定めるところにより書面をもって作成し、同意の意思表示をした取締役および監査役は、これに署名押印を行う。</p>   |
| <p>第5章 監査役および監査役会</p>   | <p>第5章 監査役および監査役会</p>  |
| <p>(員 数)<br/>第27条 【条文省略】</p>  | <p>(員 数)<br/>第31条 【現行どおり】</p>  |
| <p>(選 任)<br/>第28条 【条文省略】<br/>2. 前項の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>  | <p>(選 任)<br/>第32条 【現行どおり】<br/>. 前項の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>   |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| (任 期)<br>第29条 当社の監査役の任期は、 <u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>         | (任 期)<br>第33条 当社の監査役の任期は、 <u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  |
| (常勤の監査役)<br>第30条 当社の監査役は、 <u>互選をもって常勤の監査役を定める。</u>                          | (常勤の監査役)<br>第34条 当社の監査役会は、 <u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>   |
| (招集通知)<br>第31条 【条文省略】   | (招集通知)<br>第35条 【現行どおり】  |
| (決議の方法)<br>第32条 【条文省略】  | (決議の方法)<br>第36条 【現行どおり】   |
| (監査役会規定)<br>第33条 【条文省略】   | (監査役会規定)<br>第37条 【現行どおり】  |
| (報酬および退職慰労金)<br>第34条 当社の監査役の <u>報酬および退職慰労金</u> は、株主総会の決議をもって定める。            | (報酬等)<br>第38条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。   |
| 【新 設】   | <u>(監査役の責任免除)</u><br>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。                                      |
| (議事録)<br>第35条 当社の監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに署名押印する。 | (議事録)<br>第40条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面をもって作成し、出席した監査役は、これに署名押印を行う。  |
| 【新 設】   | 第6章 会計監査人   |
| 【新 設】   | <u>(選 任)</u><br>第41条 当社の会計監査人は株主総会の決議によって選任する。  |
| 【新 設】   | <u>(任 期)</u><br>第42条 当社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>2. 当社の会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| 【新 設】  | (報酬等)<br>第43条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。  |
| 【新 設】  | (会計監査人の責任免除)<br>第44条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。       |
| 第6章 計 算  | 第7章 計 算   |
| (営業年度および決算期)<br>第36条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。  | (事業年度)<br>第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。   |
| (利益配当金)<br>第37条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。  | (剰余金の配当等の決定機関)<br>第46条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。                 |
| (中間配当)<br>第38条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、取締役会の決議により、中間配当(商法293条ノ5に定める金銭の分配)をすることができる。                       | (剰余金の配当の基準日)<br>第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。<br><br>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。<br>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 |
| (除斥期間)<br>第39条 当社の利益配当金および中間配当金が、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。<br>2. 未払いの利益配当金および中間配当金には、利息をつけないものとする。 | (除斥期間)<br>第48条 当社の剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。<br><br>2. 未払いの剰余金の配当には、利息をつけないものとする。            |

以上